

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

むむっ
手強い!



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

(日・祝日・年末年始はお休みです。)
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

消費生活相談

☎03-3235-1155

受付時間:月~土曜日 午前9時~午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

豊島区消費生活センター

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
豊島区役所4階

☎03-3984-5515(相談専用)

受付時間:月曜日~金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時30分~午後4時